

平成25年 第1回臨時会

7月3日（水）

平成 2 5 年第 1 回臨時会会議録目次

1	仮議席の指定.....	4
2	選挙第 1 号 議長選挙.....	4
3	議席の指定.....	5
4	会議録署名議員の指名.....	5
5	会期の決定.....	5
6	選挙第 2 号 副議長選挙.....	6
7	議案第 6 号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて.....	6
8	議案第 7 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について.....	7

平成25年多摩六都科学館組合議会
第1回臨時会会議録

期 日 平成25年7月3日(水)

場 所 多摩六都科学館組合議会議場

出席議員(9名)

2番	村松	まさみ	君	3番	赤羽	洋昌	君
4番	三浦	浩寿	君	5番	鈴木	たかし	君
6番	宮原	理恵	君	7番	並木	克巳	君
8番	永田	雅子	君	9番	浜中	のりかた	君
10番	桐山	ひとみ	君				

欠席議員(1名)

1番 坂井 やすのり 君

出席説明員

管理者	丸山	浩一	君	事務局長	尾崎	正男	君
管理課長	神田	正彦	君	管理課主査	豊田	和徳	君

議会職員出席者

書記	内海	謙一	君	書記	星	智加子	君
----	----	----	---	----	---	-----	---

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 選挙第1号 議長選挙

議事日程（第2号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第2号 副議長選挙
- 第5 議案第6号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 議案第7号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

平成25年多摩六都科学館組合議会第1回臨時会

平成25年7月3日(水)午前10時04分開会

事務局長(尾崎正男君) それでは、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を開会いたします。

最初に、管理者より御挨拶をいただきたいと存じます。

管理者(丸山浩一君) 改めておはようございます。多摩六都科学館組合管理者の西東京市長の丸山浩一です。よろしくお願いします。

本日は、組合議会議員の皆様方には大変お忙しい中、組合臨時議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、科学館組合議会も5月末でちょうど2年の議員の改選時期でございます。本日臨時議会を開催させていただくことになりました。

まずは正副議長、監査委員の選任をお決めいただき、今後の議会運営をお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

多摩六都科学館も平成24年度には指定管理者に移行して既に1年3カ月が経過したところでございます。幸い指定管理者による科学館の運営も非常に順調に行われまして、平成24年度には過去最高の入館者数を記録し、本年度も4月以降非常に好調な入館者数を記録しております。

私も、指定管理者ともどもますます科学館が発展するよう努力してまいり所存でございますので、組合議会議員の皆様方におかれましても特段の御協力をいただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局長(尾崎正男君) ありがとうございました。

議長就任までの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。

出席議員中、東村山市から選出されております赤羽洋昌議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

臨時議長(赤羽洋昌君) ただいま御紹介いただきました東村山の赤羽でございます。

本日は、本来でしたら小平の坂井議員が最年長ということなのですが、公務のため欠席ということで、図らずも最年長になってしまいました。よろしくお願いいたします。

それでは、地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長（尾崎正男君） それでは、臨時議長さんに議長席に御着席願いたいと思います。

臨時議長（赤羽洋昌君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長（赤羽洋昌君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

新しく組合議員になりました議員の方々につきましては、議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（赤羽洋昌君） それでは、日程第2「選挙第1号 議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（赤羽洋昌君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（赤羽洋昌君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

議長に9番 浜中のりかた議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました9番 浜中のりかた議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（赤羽洋昌君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9番 浜中のりかた議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました浜中のりかた議員が議場におられますので、多摩六都科学

館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました9番 浜中のりかた議員に議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

9番（浜中のりかた君） 西東京の浜中でございます。

若輩者ではありますが、皆様の御指導を受けながら中立公正な議会運営に努めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

臨時議長（赤羽洋昌君） ありがとうございます。

それでは、浜中議長、議長席にお着き願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

議長（浜中のりかた君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、多摩六都科学館組合議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 御異議なしと認めます。

よって、議席はただいま着席のとおりと決定いたします。

議長（浜中のりかた君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第2番 村松まさみ議員及び第4番 三浦浩寿議員を指名いたします。

議長（浜中のりかた君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（浜中のりかた君） 日程第4「選挙第2号 副議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に1番 坂井やすのり議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました1番 坂井やすのり議員を副議長当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂井やすのり議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂井議員におかれましては、本日公務のため欠席されておりますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、文書により当選の告知をすることといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（浜中のりかた君） 休憩を閉じて再開いたします。

日程第5「議案第6号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

管理者（丸山浩一君） 議案第6号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、構成市の議員改選がありましたことから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、東村山市選出議員の赤羽洋昌氏を監査委員に選任したく、議会の同意を求める必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（浜中のりかた君） これより質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第6号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（浜中のりかた君） 挙手全員でございます。

よって、議案第6号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

議長（浜中のりかた君） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、赤羽洋昌議員より一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3番（赤羽洋昌君） 赤羽洋昌でございます。

このたび監査委員に選任されましてありがとうございます。監査委員の職責を全うしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（浜中のりかた君） 続きまして、日程第6「議案第7号 専決処分（多摩六都科学館

組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

管理者(丸山浩一君) 議案第7号「専決処分(多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告及び西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じ、多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部について所要の整備を図る必要があり、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年6月26日に専決処分し、同月28日公布の上、同年7月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をさせていただきますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(浜中のりかた君) 続いて、補足説明を求めます。事務局長。

事務局長(尾崎正男君) それでは、議案第7号「専決処分(多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認について」につきまして、管理者に補足して説明を申し上げます。

本議案につきましては、東京都人事委員会勧告の趣旨及び西東京市一般職の職員の給与制度の見直しに準じて当組合における管理職の給与制度の見直しを行うため、関連する規定の整備を行うものでございます。

改正内容といたしましては2点ございます。

1点目は、行政職給料表(1)における現行の5級、6級を統合して新5級とし、また、現行の7級を新6級とする給料表に改めるものでございます。

また、2点目といたしましては、事務局長級の職員について扶養手当の支給対象から外すものでございます。

恐れ入ります。資料3、「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表(別紙)」となっているものをごらんいただきたいと思います。

行政職給料表(1)のうち、現行の管理職の職務の級である5級から7級までを、1ページから5ページまでにございますように改定を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、課長級の5級、事務局次長級の6級を統合いたしまして、新5級といたします。そして、事務局長級の7級を新6級とする給料表に改めるものでございます。

恐れ入りますが、引き続きまして、資料2「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第5条第6項につきましては、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を規定しております。4号給を標準としておりますけれども、改正後の行政職給料表(1)における6級の職員については、1号給を標準とする旨新たに付け加えるものでございます。

次に、第26条でございますが、事務局長級職員につきましては扶養手当の支給対象から外す旨、第3項を新たに付け加えるものでございます。

附則でございますが、新たに第6項といたしまして、改正後の行政職給料表(1)の6級の給料表については、西東京市に準じて、当分の間、最高号給50万2,000円までとする旨付け加えるものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。

附則第1項は施行期日を定めております。本条例は平成25年7月1日から施行するものでございますが、第26条に1項を加える改正規定につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項、第3項は、給与に関する経過措置を定めるものでございます。それぞれの施行日前の月分として支給される給与は、従前の例により支給することを規定したものでございます。

附則第4項、第5項は、職務の級及び号給の切り替えについて規定したものでございます。

以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(浜中のりかた君) これより質疑に入ります。

質疑のある方。並木克巳議員。

7番(並木克巳君) 1点だけ確認させてください。この改定によって給与総額がどのように変わるか、その総額の変更した額を聞かせていただければと思います。

議長(浜中のりかた君) 事務局長。

事務局長(尾崎正男君) 影響額でございますが、年間で1,494円の削減と試算しております。率換算で0.01%の削減になるということを試算結果として得ております。

以上でございます。

議長(浜中のりかた君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜中のりかた君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（浜中のりかた君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（浜中のりかた君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

ここで管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者（丸山浩一君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言だけ御挨拶させていただきます。

組合議会も新たな体制で組合運営に臨むわけですが、冒頭に申し上げましたように、指定管理者制度導入後の運営状況は非常に好調でございます。引き続き科学館運営が順調にいきますよう、私としても微力ながら努力してまいる所存でございます。また、組合執行部と組合議会が両輪となって科学館運営を支えていくことが非常に重要であると認識しておりますので、組合議会の皆様方の御理解と御協力を切にお願いする次第でございます。

平成25年度は組合も新たな課題に直面しております。これまで科学館には自前の駐車場がなく、借用してきたわけですが、東側に隣接する生産緑地買い取り申し出が出されております。既に構成市に対しましては、事務連、理事会と取得に向けた取り組みについて御説明申し上げ、一定の理解をいただいていたところでございますが、改選後の議員の皆様への情報提供としては本日が初めてでございます。

そのようなことから、後ほど詳しく事務局から説明があると思いますが、議員の皆様方には大変恐縮でございますが、いましばらくお時間をちょうだいしたいと思います。大変恐縮でございますが、私はこれにて退席させていただきます。

改めまして、本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

議長（浜中のりかた君） これをもちまして、平成25年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を閉会いたします。

なお、議員の皆様におかれましては、この後事務局より報告事項等がございますので、休憩後にまたお戻りいただきますようお願いいたします。10時40分の再開といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 浜 中 のりかた

多摩六都科学館組合議会臨時議長 赤 羽 洋 昌

多摩六都科学館組合議会議員 村 松 まさみ

多摩六都科学館組合議会議員 三 浦 浩 寿

多 摩 六 都 科 学 館
組 合 議 会 会 議 録

平成25年 8月発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042 - 469 - 6982
内 (223)